

第6次中間答申に向けた論点整理メモ（案）

1. 国民の理解醸成

- ①効果的な周知・広報の検討
 - ・放送を活用した周知・広報を一層強化するとともに、デジサポを中心に地方公共団体等関係者の協力を得て周知・広報等をさらに推進すべき、という方向で提言して良いか。
- ②デジタル放送への移行による経済効果
 - 第45回（4/7）で報告した内容を記述して良いか。

2. 受信側の課題

- ①受信機器購入等に対する支援の具体的実施方法
 - 第44回（3/17）で報告した内容を記述して良いか。
- ②デジタル受信機の普及促進
 - 第46回（4/23）で報告した次の補正予算案を、着実に実施することにより普及に努めるべき、という方向で提言して良いか。
 - ・エコポイントの活用による省エネデジタルテレビの普及促進
 - 上記①の施策による簡易チューナーの大規模調達等を通じて、さらなる価格低下を期待する、という方向で提言して良いか。
- ③デジサポにおける高齢者等のサポート
 - 地上デジタル放送国民運動推進本部（デジタル・サポート推進部会）などにおける検討を踏まえて、高齢者等にも必要な情報が伝わりやすい環境作りに努めるべき。
- ④受信障害対策共聴施設の改修促進
 - 改修促進にむけて、集合住宅共聴とともに①総合戦略策定、②ロードマップ作成、③関係者による推進体制整備、という方向で提言して良いか。
 - 第44回（3/17）で報告した内容をベースに、裁判外紛争処理（ADR）手続きを設けることを提言して良いか。
- ⑤集合住宅共聴施設の改修促進
 - 改修促進にむけて、受信障害対策共聴とともに①総合戦略策定、②ロードマップ作成、③関係者による推進体制整備、という方向で提言して良いか。

⑥辺地共聴施設の改修促進

→下記3①参照

⑦個別受信のアンテナ改修の促進策

→第44回(3/17)及び第46回(4/23)で報告した内容をベースに、さらに検討を進めることを提言して良いか。

⑧公共施設のデジタル化対応

→改修計画を策定し着実に対応中。学校、社会福祉施設等公共施設のデジタル化について支援措置を拡充するとともに、適宜進捗状況を把握・公表することが望ましい、という方向で提言して良いか。

3. 送信側の課題

①デジタル難視解消の確実な実施とその推進方策の検討

→第46回(4/23)で報告した次の補正予算案を、22年度以降も引き続き実施すべき、という方向で提言して良いか。

- ・デジタル化困難共聴施設への支援措置の拡充
- ・新たな難視地域をカバーするためのデジタル中継局新設への支援

②デジタル混信

→現在確認されている受信障害の原因・状況等を言及。支援センターにおいて、きめ細かい受信者対応が引き続き必要。規模の特に大きな受信障害が発生している状況を踏まえ支援策の拡充を検討すべき、という方向で提言して良いか。

③ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的な導入に向けた取組

→ケーブルテレビによるデジアナ変換サービスは2011年7月の地上アナログ放送の停波を行う環境の整備に資するとの認識に立ち、基本的に暫定的導入を促進することが適当であるという方向で提言して良いか。

第46回(4/23)で報告した内容をベースに、

- ・デジアナ変換の目的の明確化など、デジアナ変換について国民的コンセンサスの形成
 - ・デジアナ変換を「暫定的措置」と位置づけ、その運用期間と終了時期を国があらかじめ明確に定め、広報等を通じて国民や関係者へ周知徹底
 - ・デジアナ変換導入のための支援措置の検討
- さらに、再送信同意、混信障害、機能的な制約といった制度的な課題、技術的な課題、運用上の課題について、関係者が検討を深めていく

という方向で提言して良いか。

- ④ケーブルテレビの地デジのみ再送信サービスの導入の促進
→引き続き、地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を要請するとともに、導入に当たって、国民に広く周知することが適当、という方向で提言して良いか。
- ⑤IP再送信サービス
→特に条件不利地域を中心にエリア拡大に努めるよう国は引き続き事業者三要請すべき、という方向で提言して良いか。
- ⑥暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の在り方
→第46回（4/23）会合で報告した内容で妥当である旨の提言で良いか。

4. デジタル放送の有効活用

- ①教育・医療分野、災害等での活用の推進方法
→学校における大画面テレビ整備の促進等、デジタル放送が有効活用される環境の整備が必要、という方向で提言して良いか。
- ②字幕放送・解説放送等
→ビジネススペースでさらなる普及が進むよう関係者が連携して取り組むべき、という方向で提言して良いか。
- ③緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組
→地上デジタル放送における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、関係団体での技術的手法の検討結果について、今後、関係者が連携してその早期運用に向けて取り組むべき、という方向で提言して良いか。

5. 推進体制の整備等

- ①政府をあげた推進体制の整備
→関係閣僚等から構成される「デジタル放送移行完了対策推進会議」等で一層関係省庁の連携を強化し万全の取組を行うべき、という方向で提言して良いか。
- ②都道府県単位の推進組織の整備と行動計画策定
→都道府県単位の推進組織を整備し行動計画を策定。今後、関係者が協力して行動計画を着実に実施するとともに適宜フォローアップを行うべき、という方向で提言して良いか。

6. アナログ放送終了にあたってのその他の課題

- ①アナログ放送終了の手順（アナログ放送終了計画）の改定
→第46回（4/23）で報告した内容で妥当である旨の提言で良いか。
- ②廃棄・リサイクルの予測の見直し
→第45回（4/7）で報告したとおり、引き続き、メーカーにおいて、排出予測を行い確実に処理できるような体制を整えるべき、という方向で提言して良いか。
- ③悪質商法への対策
→関係各省庁間での情報共有と、周知広報の強化に取り組む必要。特に被害が発生した場合は、放送事業者においてもニュース等で当該事案を積極的に採り上げ、視聴者の注意を喚起することが望まれる、という方向で良いか。
- ④アナログ放送終了リハーサル
→第45回（4/7）で報告したとおり、着実に実施できるよう、地元自治体と調整を行うべき、という方向で提言して良いか。

7. アナログ放送終了後の課題

- ①リパック
→リパック実施計画は策定済み。今後は地域への周知広報や対策事業の開始に向けた準備作業が必要。対策費用については、引き続き、国において措置することが適当、という方向で提言して良いか。
- ②東京スカイツリーへの地上デジタル放送の放送局移転による影響
→移転によって発生する影響（混信、ビル陰障害、アンテナ方向調整等）は放送事業者が責任を持って対応する必要がある。そのため、移転に係る影響及び対策に関して視聴者が正確に理解できるよう早期に周知広報が必要、という方向で提言して良いか。

* 本資料に記述した内容以外の事項については、基本的に、第5次中間答申の考え方を踏襲することとし、第6次中間答申に盛り込むこととして良いか。

デジタル化対応状況及び世帯普及状況(未定稿)

※下記、世帯数は推計値であり、概ねの数である。

	世帯数	デジタル化改修未完了 世帯数	デジタル受信機未保有 世帯数(H20.3現在)
①戸建・個別受信	2000万世帯	約400万世帯(約20%) ※2008年7月時点の推計	約1100万世帯 (55.2%)
②集合住宅	1900万世帯	約700万世帯(約37%) ※2008年3月時点の推計	約1020万世帯 (53.5%)
③受信障害対策 共聴施設	620万世帯	約530万世帯(約85%) ※2008年9月時点	約460万世帯 (60.1%)
④辺地共聴施設	140万世帯	約110万世帯(約81%) ※2008年9月時点	
⑤ケーブルテレビ 加入世帯	2194万世帯	約74万世帯(約3%) ※2008年3月末時点	約840万世帯 (37.3%)
合計	5000万世帯	—	約2820万世帯 (56.3%)

(注1)②と③、②と⑤等で重複があるため、世帯数の単純合計とは一致しない。

(注2)①～⑤の分類は、各世帯の地上アナログ放送受信経路別に集計。

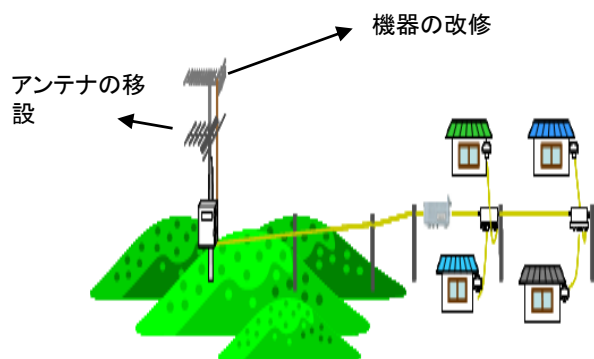
(注3)「デジタル化改修未完了世帯数」の欄は、①・②はサンプル調査、③・④・⑤は悉皆調査の有無にかかわらず、アンテナ工事や共聴施設改修等が未完了と推計される世帯数である。

(注4)「デジタル受信機未保有世帯数」の欄は、総務省「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」(平成20年3月)の未保有割合(%)及びその未保有割合から試算した未保有世帯数である。

(参考) 視聴形態別デジタル化対応イメージ

(1) 辺地共聴施設

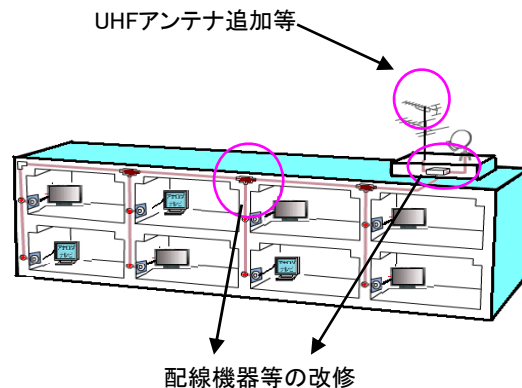
約2万施設(約140万世帯)



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴

約200万施設(約1,900万世帯)

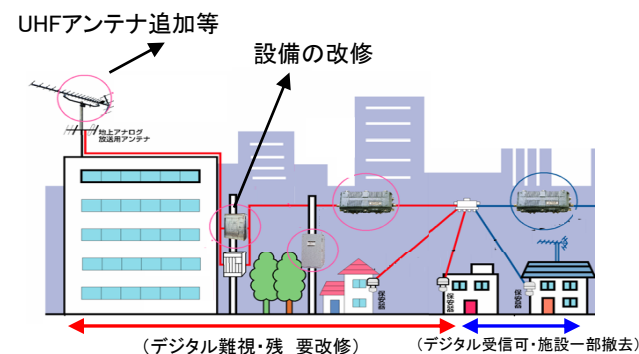


・住民管理組合の改修合意形成

集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)

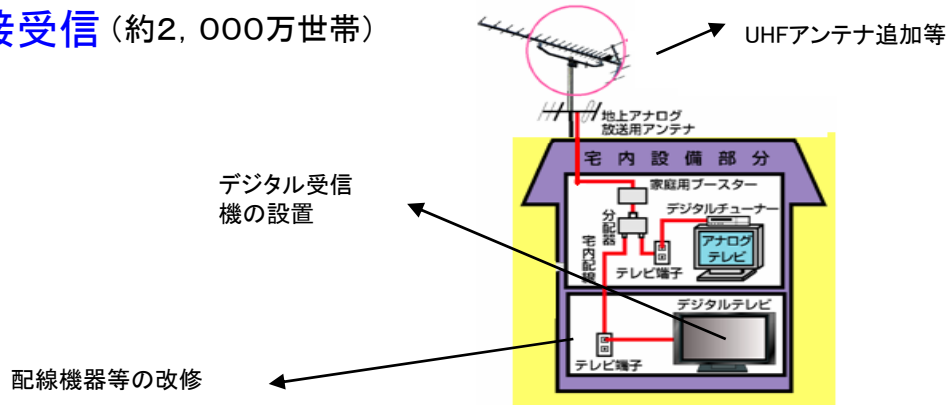
約5万施設(約620万世帯)



・関係者間の調整

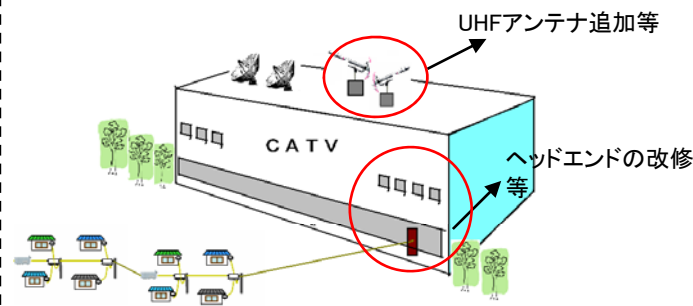
ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

(4) 直接受信(約2,000万世帯)



(5) ケーブルテレビ(約2,194万世帯)

・CATV会社側でデジタル化改修



※ 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、直接受信世帯数は推計値である。